

新型コロナウイルスを乗り切る10か条

① お金をもらえる！給付金制度

- ①持続化給付金…前年同月比で売上が50%減少した場合、法人200万円・個人100万円を上限に給付されます。現時点では、オンラインでの申請のみ。**相談会あります！（詳細は4面）**
 ②特別定額給付金…4/27時点で住民基本台帳に記録されている方を対象に、1人あたり10万円が給付されます。自治体から送られてくる申請書を郵送、もしくはオンラインでの申請。

② 従業員を休業させた時などの助成金制度

- ①雇用調整助成金…前年同月比で売上が10%（4/1～6/30は5%）減少した事業所が、従業員を休業させ休業手当を支払った場合、休業手当の80%～100%（上限8,330円）を支給。
 ②小学校等休業支援金…2/27～6/30の間で、小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった労働者に有給休暇（年次以外）を取得させた場合、賃金の全額（上限8,330円）を支給。

③ お金が足りない！融資制度

- ①事業所向け…日本政策金融公庫（限度6,000万円）や自治体の緊急融資制度・小平市（限度300～700万円）、東村山市（限度500～1,000万円）など、実質無利子や一部利子補給。
 ②個人向け…社会福祉協議会の緊急小口融資（20万円・無利子）、東京都中小企業従業員融資（100万円・都が利子負担）など。

④ 毎月の固定費を抑えよう。猶予・減免制度

- ①税金・年金関係…国税を一時に納付することができない場合、1年内の期間に限り猶予が認められる場合があります。
 ②電気・ガス…社会福祉協議会の緊急小口融資を受けている場合、支払いの1か月延長が可能。
 ③その他…水道料金、携帯料金、生命保険料なども猶予・減免が受けられる場合があります。

⑤ 現場の閉所や延期・不払い・感染リスクなど

- ①まずは組合へ…現場が閉所・延期になったが補償がない！工事代金の支払いを一方的に遅延されたり減額された！現場の感染防止対策がすんで危険！など現場の情報は組合へ寄せて下さい。すでに元請交渉で改善させるなどの経験も生まれています。
 ②下請かけこみ寺…相談員や弁護士が無料で相談受付（0120-418-618）

詳しく述べては支部事務所へ、ご相談下さい！

⑥ 困りごとに専門家が対応します！

- ①無料法律相談…毎週第4水曜日（変動あり）に支部事務所で無料法律相談会を開催しています。顧問弁護士が無料で相談にのります。相談初回無料の紹介カードも支部でお渡ししています。
 ②社労士ネット…雇用調整助成金の手続きを委託したい。など組合提携の社労士をご紹介します。
 ③東京都専門家派遣事業…都が無料で専門家を派遣し、助成金の助言・相談を行う制度です。

⑦ 健康診断受診の条件が緩和

事業主には、①労働者を雇用した時・②1年内ごとに1回の一般健康診断の受診が義務づけられています。これについて、令和2年6月末まで受診延期が可能となりました（有害業務の特殊健康診断も同様の措置）。上記をふまえ、東京土建では、建設・住宅企業に対して健康診断結果の提出期限について柔軟な対応を行うように要請を行っています。

⑧ コロナに感染。労災保険適用の可能性

現場や事業所への通勤などで、電車の移動など濃厚接触により感染した場合、労災保険が適用される場合があります。
 その際に、感染経路を特定する為にも、多くの人と接触した時の作業内容や打ち合わせ、通勤経路などの情報をメモに書き留めておきましょう。

⑨ 詐欺に注意！

「コロナになった。お金が大変。」「給付金の受取を代行しますよ。」「給付金を支払いますので…」など、巧妙な詐欺が横行しています。
 給付金は自分で申請しないと、もらえません。怪しい電話があったら家族や組合へ必ず相談して下さい。

⑩ 一人で悩まずに組合へ相談を！

小さなことでも困ったことがあれば、一人で悩まずに組合に相談して下さい。電話でもHPのアンケートからでも、あなたの声を届けて下さい。10か条以外にも様々な制度があります。組合が一緒になって改善策を探します。困難をともに乗り切りましょう！
 TEL. 042-342-2846まで